

# 運動部活動の方針

平成 30 年 10 月

仙台市教育委員会

学校教育の一環として行われる運動部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、スポーツを通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも効果的です。

また、運動部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の好ましい人間関係の形成を図ることができるとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養にも資するなど、生徒の多様な学びの場として、大きな教育的意義を持っています。

さらに、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と充実した学校生活を送ることができるようになることも重視する必要があります。

しかしながら、昨今、生徒を取り巻く社会・経済の変化等や教育に関する課題の複雑化・多様化により、運動部活動としても次のような課題が挙げられています。

- ・練習の過熱化による生徒の健康保持増進や成長への悪影響があること
- ・長時間の活動による生徒のバランスのとれた生活への悪影響があること
- ・部活動の指導時間が教職員の長時間勤務の一因となっていること

このような課題は全国的にも同様の状況にあり、部活動の在り方の改革に向けて、平成30年3月、スポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されました。このガイドラインに則り、宮城県教育委員会は「部活動での指導ガイドライン」を策定するとともに、顧問等の指導上の要点や留意点を「部活動指導の手引」としてまとめました。

仙台市教育委員会としても、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、生徒のバランスのとれた生活や健やかな成長を目指していく必要があります。これまでの、ややもすれば活動時間を重視する考え方から、効果的、効率的な活動となるように活動内容の質を向上させる考え方へ、運動部活動の在り方を見直していかなければならないことから、この度、仙台市教育委員会は「運動部活動の方針」を策定しました。

本方針を踏まえ、各学校が、運動部活動の望ましい指導・運営に関する校内体制を構築するとともに、本市の生徒が、心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育み、バランスのとれた学校生活を送ることを目指してまいります。

## 1 本方針が目指すもの

☆運動部活動を通して、生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」を育み、心豊かでたくましい生徒を育てること。

☆運動部活動を通して、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進すること。

☆運動部活動を通して、生徒の豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、生徒のバランスのとれた心身の成長と充実した学校生活を実現させること。

☆運動部活動が生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら、合理的でかつ効率的・効果的に運営されること。

☆学校全体として、望ましい運動部活動の指導・運営に係る体制を構築し、教職員がより生徒に向き合える学校体制をつくること。

## 2 適切な運営のための体制整備

### (1) 学校の運動部活動に係る活動方針策定

・校長は、本方針に則り、毎年度「運動部活動に係る活動方針」を策定する。

### (2) 年間活動計画の作成

- ①校長は、運動部顧問に年間活動計画を作成させ、提出させる。
- ②年間活動計画には、活動日、休養日及び参加予定大会日程等を明示する。
- ③運動部顧問は、生徒が自主的・自発的に取り組める活動となるような計画を立てるとともに、生徒に練習の目的、技能等の向上や心身の成長のために適切な練習内容であることを理解させる。

### (3) 方針と計画の公表

・校長は、上記(1)(2)の活動方針並びに年間活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。

### (4) 毎月の活動計画作成

・校長は、運動部顧問に活動日、休養日及び参加予定大会等を明示した毎月の活動計

画を作成させ、提出させる。

#### **(5) 毎月の活動計画の通知**

- ・校長は、運動部顧問に上記（4）の毎月の活動計画を文書等で生徒及び保護者へ対して通知させる。

#### **(6) 毎月の活動実績報告**

- ・校長は、運動部顧問に活動日時、場所、休養日及び大会参加日等を明示した毎月の活動実績を作成させ、提出させる。

### **3 指導・運営に係る体制の構築**

#### **(1) 運動部の設置**

- ①校長は、生徒や教職員及び部活動指導員等の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に運動部活動を実施できるよう毎年度検討し、適正な種目と数の運動部を設置する。
- ②校長は、学校の実態に応じた運動部種目の設置について毎年度検討するとともに、新設や統廃合にあたっては見通しを持って慎重に取り組むこととする。

#### **(2) 運動部活動顧問の決定**

- ・校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

#### **(3) 部活動指導員の配置と外部指導者の派遣について**

- ①校長は、自校の実情に応じて、部活動指導員の配置や外部指導者の派遣について仙台市教育委員会と協議する。
- ②仙台市教育委員会は、各学校のニーズに応え、部活動指導員の配置や外部指導者の派遣に努める。

#### **(4) 教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて**

- ①校長は、毎月提出させる活動計画及び活動実績の確認等により、全ての運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、必要に応じて指導・是正を行う。

②校長は、教職員の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（H30.2.9 文部科学省通知）」の趣旨を踏まえ、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

#### **（５）研修について**

①仙台市教育委員会は、運動部活動の適切な運営のために、必要に応じて管理職や部活動顧問、部活動指導員等を対象とした研修を開催する。

②校長は、管理職や部活動顧問、部活動指導員等を対象とする仙台市教育委員会主催の研修を受講させる。

#### **（６）保護者への理解と協力**

①校長は、運動部活動の方針について、保護者へ説明する機会を設定する。

②校長は、年間計画、休養日、参加する大会等を、保護者へ説明する機会を設定し、部活動運営について保護者からの理解と協力を得る。

### **４ 適切な活動時間並びに休養日等の設定**

#### **（１）運動部活動の休養日の設定**

##### **①学期中の休養日**

・学期中は、週２日以上休養日設ける。

※平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも１日以上を休養日とする。

・週末に大会参加等で活動した場合は、原則として、休養日は他の週末に振り替える。

※祝日、休日は週末と同じ扱いとする。

##### **②長期休業中の休養日**

・学期中に準じるものとするが、原則として、週末及び祝日、休日、学校閉庁日を休養日とする。

##### **③休養期間の設定**

・定期考査期間や大会終了時期等を活用し、学期中に休養期間を設けることに努める。

・夏季休業中や年末年始などの学校閉庁日と連続させるなど、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

## (2) 運動部活動の活動時間の設定

### ①学期中の平日の活動時間

- ・長くとも2時間程度とする。

### ②学校の休業日（学期中の週末、祝日、休日、長期休業中の平日を含む）の活動時間

- ・長くとも3時間程度とする。

### ③朝練習の制限

- ・同一の運動部が、長期間にわたって連続的な朝練習は行わないものとする。
- ・施設の利用上、放課後の活動制限等、校長が認めた場合の朝練習は行ってもよいが、生徒の健康には十分配慮して実施する。

### ④強化練習期間（ハイシーズン）の設定

- ・年間計画において、強化練習期間（ハイシーズン）の設定を校長が認めた場合、その期間は通常よりも長時間活動することができるものとする。
- ※中学校体育連盟が主催、共催する大会等で力を発揮するためには技能を強化する時期が必要である。このような時期を強化練習期間（ハイシーズン）として活動時間や活動日を増やす場合には、それ以外の時期に休養日を十分に確保し、生徒の身体的な疲労の蓄積やバーンアウト（燃え尽き）を防止するとともに、部活動に対する意欲の維持、向上に努めることが大切である。

## 5 効果的・効率的な活動のための取組

### (1) 健康、安全、コンプライアンスに配慮した適切な指導

- ・仙台市教育委員会及び校長は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、以下の点が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、指導・是正を行う。
  - ア 生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）
  - イ 事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）
  - ウ 体罰・ハラスメントの根絶

### (2) 正しい知識に基づいた指導

- ①仙台市教育委員会及び校長は、運動部顧問に対して、中央競技団体が作成した運動部活動の指導手引を積極的に活用することを働き掛け、適切な指導を行わせる。
- ②仙台市教育委員会及び校長は、運動部顧問に対して、スポーツ医・科学の見地をもって、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の

練習が必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことなどを正しく理解させるよう啓発に努める。

## 6 学校単位で参加する大会等

### (1) 参加する大会の精選

①校長は、生徒にとっての教育上の意義並びに生徒及び顧問の負担を考慮して、中学校体育連盟が主催または共催する大会を基本とし、学校として参加する大会等を精選するよう努める。

②校長は、生徒にとっての教育上の意義並びに生徒及び顧問の負担を考慮して、練習試合等を計画するよう努める。

### (2) 参加する大会等への移動手段

・部員の移動については、原則として公共交通機関を利用させることとする。

※公共交通機関が困難な場合は、貸切バス等事業者へ依頼することを検討する。

※上記が困難な場合には、保護者の共通理解と了解を得ることを前提として、保護者への協力を求めてもよいこととする。

## 7 今後の環境整備についての検討

### (1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

・仙台市教育委員会及び校長は、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、生徒の多様なニーズに応じた活動等を行うことができるような運動部の在り方等の検討に努める。

### (2) 地域との連携等

・仙台市教育委員会及び校長は、生徒の活動環境の充実のため、学校と地域が共に生徒を育てるという視点に立ち、地域・保護者の理解と協力を得つつ、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携等の検討に努める。

## 8 その他

・本方針の基本的な考え方は、原則として、全ての市立学校の運動部活動について適用し、取り組んでいくこと。

・本方針の基本的な考え方は、原則として、全ての市立学校の文化部の活動についても適用し、取り組んでいくこと。